

# 厳原港港湾の事業継続計画（港湾BCP）

令和3年3月

厳原港港湾BCP協議会



## 目 次

はじめに	1
1. 基本方針	2
2. 実施体制	3
3. 分析・検討	5
4. 対応計画	13
(1) 直前予防対策	13
(2) 初動時の対応	13
(3) 緊急物資輸送対応	17
(4) 本土からの貨物・旅客輸送対応①	18
(5) 本土からの貨物・旅客輸送対応②	19
(6) 本土からの貨物・旅客輸送対応③	20
(7) 本土からの貨物・旅客輸送対応④	21
(8) 島内への燃料供給機能対応	22
5. 事前対策	23
6. 教育・訓練	24
7. 見直し・改善	24
8. その他	24

はじめに

○港湾 BCP とは

危機的事象による被害が発生しても、当該港湾の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等を示したものの。

- ・危機的事象： 大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、突発的な港湾運営環境の変化
- ・重要機能： 優先的に機能継続を図る必要がある港湾機能
- ・対応計画： 直前予防対応、初動対応、緊急輸送対応、機能継続に関する対応
- ・マネジメント計画： 事前対策、教育・訓練、見直し・改善

◎危機的事象の設定：

- ・自然災害（地震・津波、台風・高潮）

(1) 地震

長崎県地域防災計画（震災対策編）で想定されている地震動を対象とする。防災計画においては、県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部と西部が連動する場合であるが、活断層が確認されていない場所でも想定され得ることから、県内全域で M6.9（震源断層上端の深さ 3km）が想定されている。

港名	地区名	雲仙地溝南縁断層帯	県内全域 M6.9
厳原港	対馬	震度 3 以下	震度 6 弱～6 強

(2) 津波

長崎県地域防災計画（震災対策編）で想定されている津波を対象とする。津波による海面への影響開始時間や最高津波水位の到達時間は、津波断層モデルによって異なるが、最高津波水位（市町単位）場合の諸元は以下のとおり。なお、港湾区域及びその周辺の状況は、別途資料を参照。

港名	市町名	影響開始時間	最大津波到達時間	最高津波水位	最大クラスの津波をもたらす津波断層モデル
厳原港	対馬市	50 分	71 分	T.P. 5m	対馬海峡東の断層

◎厳原港の重要機能：

- ①防災拠点機能【厳原地区】  
→緊急物資輸送、緊急物資保管  
施設名：厳原 4 号岸壁(-7.5m)
- ②本土への物流・人流機能【厳原地区】  
→本土への貨物輸送、旅客輸送  
施設名： 厳原 1 号岸壁(-5.0m)  
厳原 2 号岸壁(-5.5m)  
厳原 3 号岸壁(-7.5m)  
厳原 4 号岸壁(-7.5m)
- ③燃料供給機能【久田地区】  
→島内への燃料供給  
施設名：久田物揚場(-4.0m)・久田岸壁(-5.5m)

# 1. 基本方針

厳原港の「港湾の事業継続計画（以下、「港湾BCP」という）」は、雲仙地溝南縁断層帯における地震及び対馬海峡東の断層地震に伴う津波などが発生した場合に、二次災害の発生を抑止しつつ緊急物資の海上輸送を確保するとともに、当該港湾が「緊急物資輸送、緊急物資保管の拠点」「本土からの貨物輸送、旅客輸送の拠点」「島内への燃料供給の拠点」であることを踏まえ、物流、人流の機能低下抑制及び早期機能回復を最優先に対応することを基本方針とする。また、複合災害（マルチハザード）や巨大災害等の発生可能性があることも心得、次項以降に示す対応計画の実施に努めることとする。

重要機能（港湾機能）の位置を図1-1に示す。

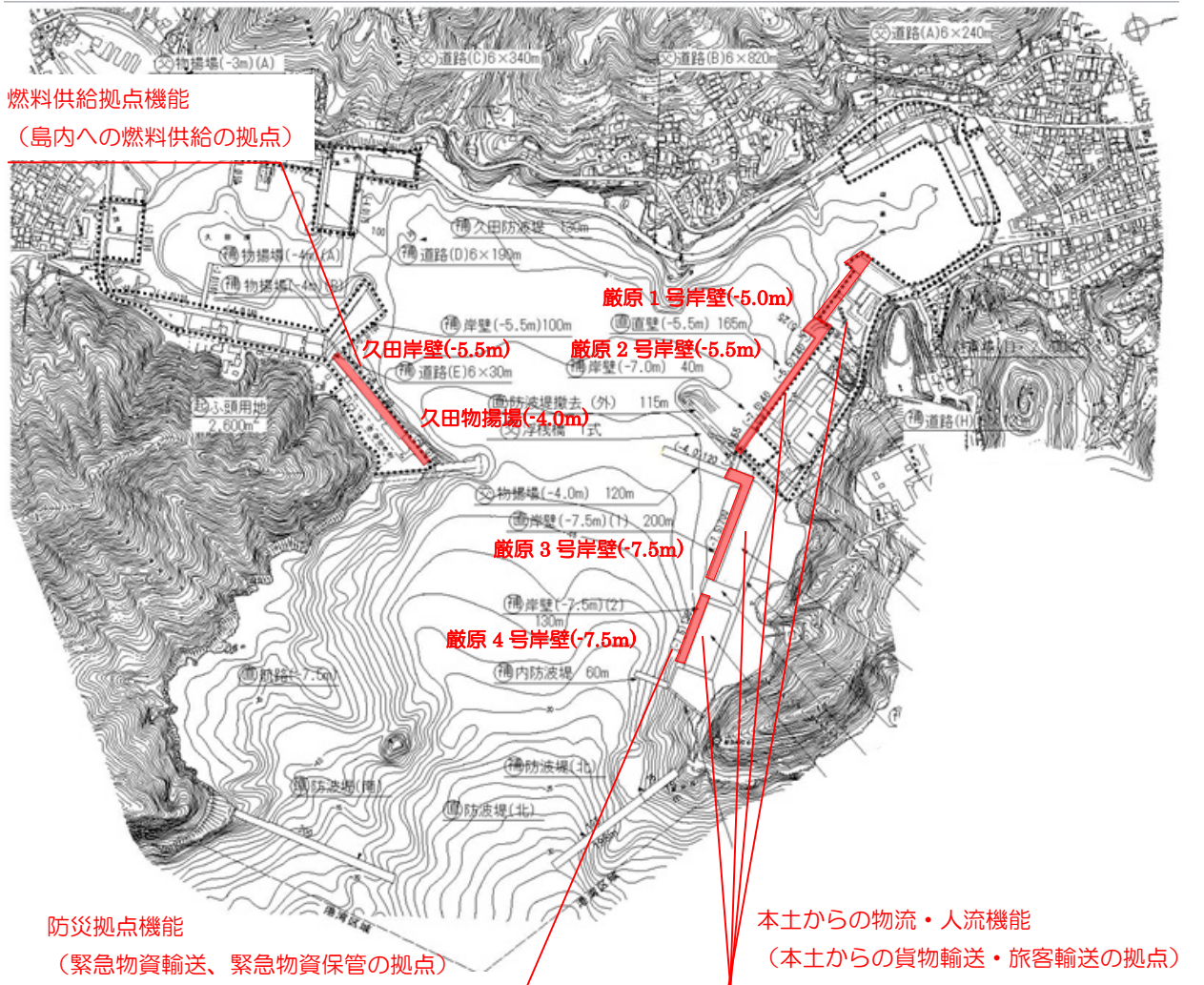


図1-1 厳原港の重要機能（港湾機能）の位置

## 2. 実施体制

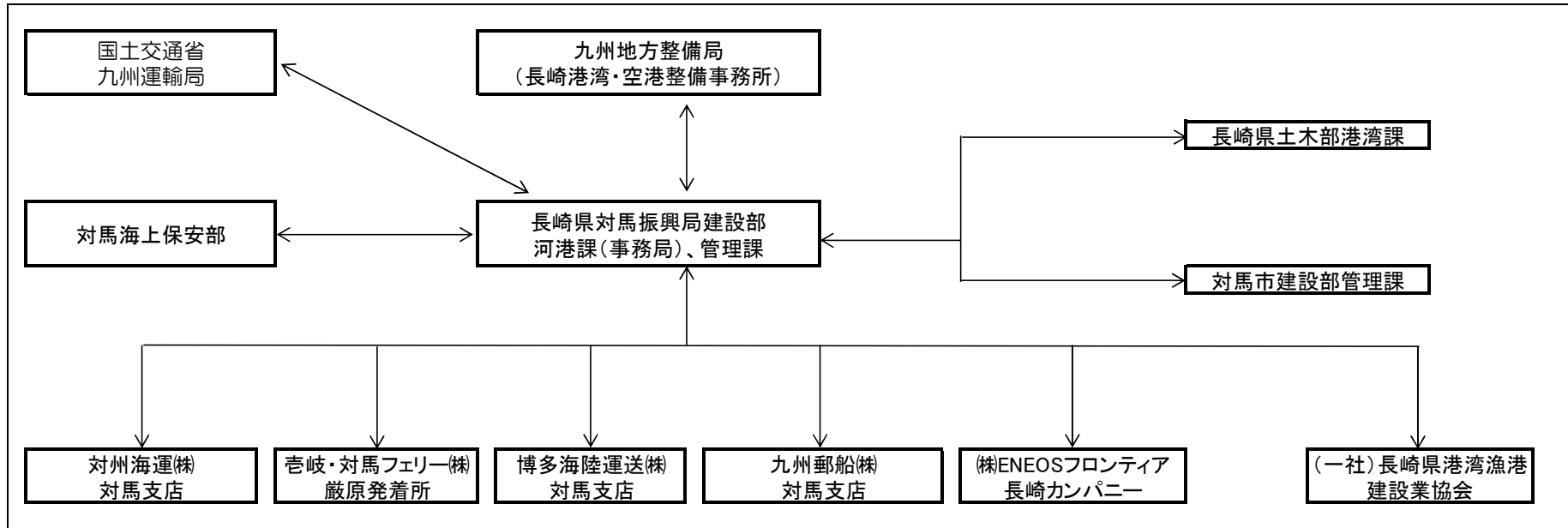
本港湾BCPの「策定」、「事前対策」や「教育・訓練」、さらにはPDCA<sup>(注1)</sup>の手法による継続的な「見直し・改善」を行う恒久的組織として、港湾関係者による「厳原港港湾BCP協議会」（以下、「協議会」という）を設置し、継続的に運営していくこととする。協議会の構成を表2-1、連絡網を図2-1に示す。

(注1) Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の行動プロセス

表2-1 協議会の構成

	区分	協議会メンバー
1	港運関係	対州海運(株) 対馬支店
2		壱岐・対馬フェリー(株) 厳原発着所
3		博多海陸運送(株) 対馬支店
4		九州郵船(株) 対馬支店
5	建設関係	(一社)長崎県港湾漁港建設業協会 対馬支部
6	エネルギー	(株)ENEOSフロンティア長崎カンパニー
7	官公庁	国土交通省 九州運輸局
8		九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所
9		対馬海上保安部
10		対馬市建設部管理課
11		長崎県土木部港湾課
12		長崎県対馬振興局建設部 管理課
13	事務局	長崎県対馬振興局建設部 河港課

## 厳原港BCP協議会の緊急連絡網



※電話番号、メールアドレス等の個別情報に関する内容等は、「参考資料(担当者限り)」として別葉とする。

図2-1 協議会の緊急連絡網

### 3. 分析・検討

雲仙地溝南縁断層帯における地震及び対馬海峡東の断層地震に伴う津波などが発生した場合において、その影響が及ぶ対象者の範囲、岸壁機能の低下、代替輸送によるコストの増加、利用者が負う損失、港湾利用者の事業停止やその機能の低下への懸念、背後地域への社会的信頼性低下などの視点から検討を行い、また当該港湾が「緊急物資輸送、緊急物資保管の拠点」、「本土からの貨物輸送、旅客輸送の拠点」「島内への燃料供給の拠点」であることを踏まえ、防災拠点機能、本土からの物流・人流機能、燃料供給機能を重要機能とする。

港湾BCPの概念図について図3-1を示す。港湾BCPの基本的な考え方として危機的事象が発生しても、「港湾BCPによる復旧曲線」で示すような復旧曲線になるように事前対応・事後対応を実施していくことが必要である。

台風襲来など事前に予見可能な自然災害にあたり直前予防対策が必要な施設については、別添資料「被災時に点検する施設一覧表（別紙-1）」に示す直前対応を実施する。

なお、岸壁の被災イメージは写真3-1、被害想定については表3-1のとおりとし、甚大な被害が発生した場合を想定して対応計画を作成する。

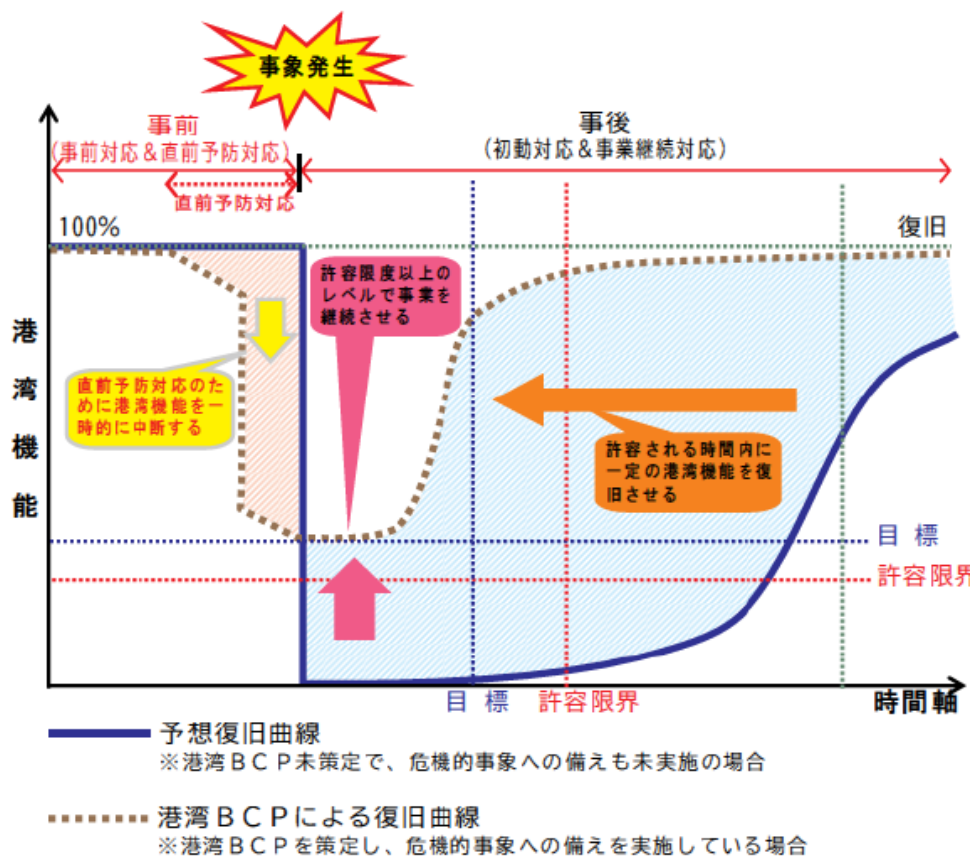


図3-1 港湾BCP概念図





軽微



甚大



壊滅

写真3-1 被災イメージ（岸壁）

表3-1 被害想定

◎緊急物資輸送対応【厳原地区】

※復旧に要する期間とは、発災から復旧するまでの期間を指す

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
厳原4号岸壁(-7.5m) 《耐震強化》	1日	エプロンに一部段差発生 (荷役に支障なし)	3日	被害軽微	—	想定しない(Lv2地震動対応)
水域	1日	漂流物が海面上に見られる	4日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	10日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞
ふ頭用地	1日	一部陥没	2日	一部陥没、貨物散乱	1ヶ月	広範囲に陥没、貨物散乱多数

◎本土からの貨物・旅客輸送対応【厳原地区】

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
厳原1号岸壁(-5.0m) 厳原2号岸壁(-5.5m) 厳原3号岸壁(-7.5m) 厳原4号岸壁(-7.5m)	1日	エプロンに一部段差発生 (荷役に支障なし)	3ヶ月	岸壁本体が損傷	2~3年	岸壁が倒壊
可動橋	7日	電源障害(配線破断)	10ヶ月	シリンダー一部が損傷し可動しない状況	2~3年	可動橋が落橋し、橋台も倒壊
ポーティング・ブリッジ	7日	電源障害(配線破断)	10ヶ月	段差が生じ、可動部が動かない状況	2~3年	橋脚が倒壊し、通路が欠落
ターミナル	7日	電源障害(配線破断)	6ヶ月	数力所に亀裂が発生、窓ガラスの破損や水道、電気が不通	2~3年	ターミナルビルが倒壊
電気設備	1日	被害軽微	7日	被害軽微、停電	6ヶ月	受電設備、配電管、配線が浸水
駐車場	1日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
水域	1日	漂流物が海面上に見られる	4日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	10日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞
ふ頭用地	1日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
臨港道路	1日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生

◎島内への燃料供給機能対応【久田地区】

施設	軽微		甚大		壊滅	
	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況	復旧に要する期間	被害状況
久田物揚場(-4.0m) 久田岸壁(-5.5m)	1日	エプロンに一部段差発生 (荷役に支障なし)	3日	被害軽微	2~3年	岸壁が倒壊
臨港道路	1日	一部亀裂発生	3ヶ月	一部陥没	2~3年	全面にわたり液状化が発生
水域	1日	漂流物が海面上に見られる	4日	漂流物等により航路・泊地が一部閉塞	10日	漂流物等により航路・泊地が全体的に閉塞

港湾BCPにおいて、港湾内脆弱箇所や浸水想定区域を予め把握しておくことは、港湾事業者等にとっての自助、共助を促すことに繋がり、被害軽減につながる。

図3-2に示すものが、本港における津波浸水想定図で、図3-3及び3-4に示すものが、本港における津波災害警戒区域であり、本計画に位置付けるとともに、4. 対応計画、5. 事前対策に示すとおり、必要に応じて、県民等に対し情報提供を行う。

また、自然災害が発生した場合、ガレキ等の仮置き場を事前に想定しておく必要がある。

このガレキ等の仮置き場となる岸壁等を図3-5に示す。

ただし、通常の利用状況などから臨機応変に対応することとし、対象岸壁の埠頭についてはこの限りではない。

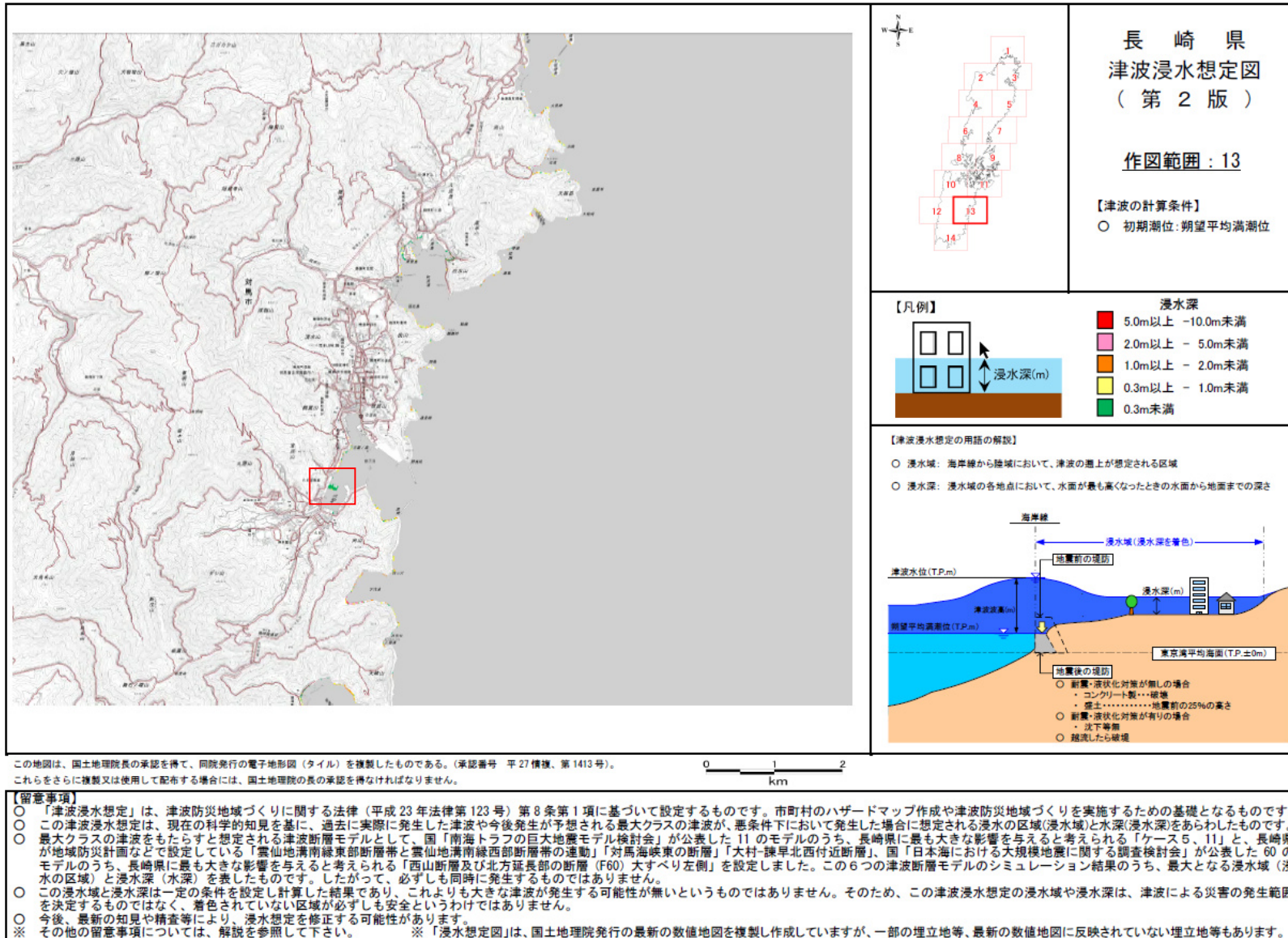


図3-2 長崎県 津波浸水想定図(第2版) 長崎県

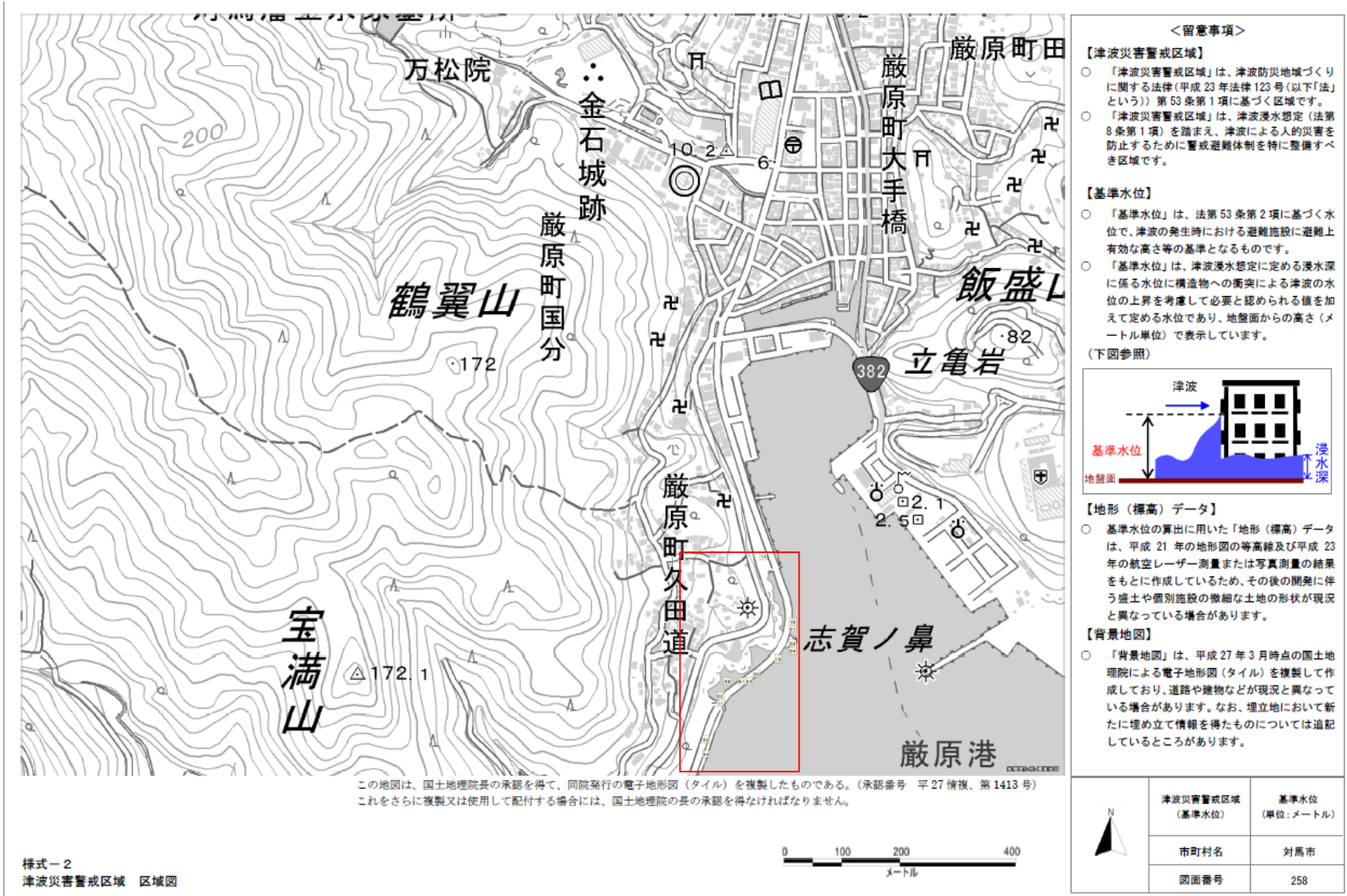
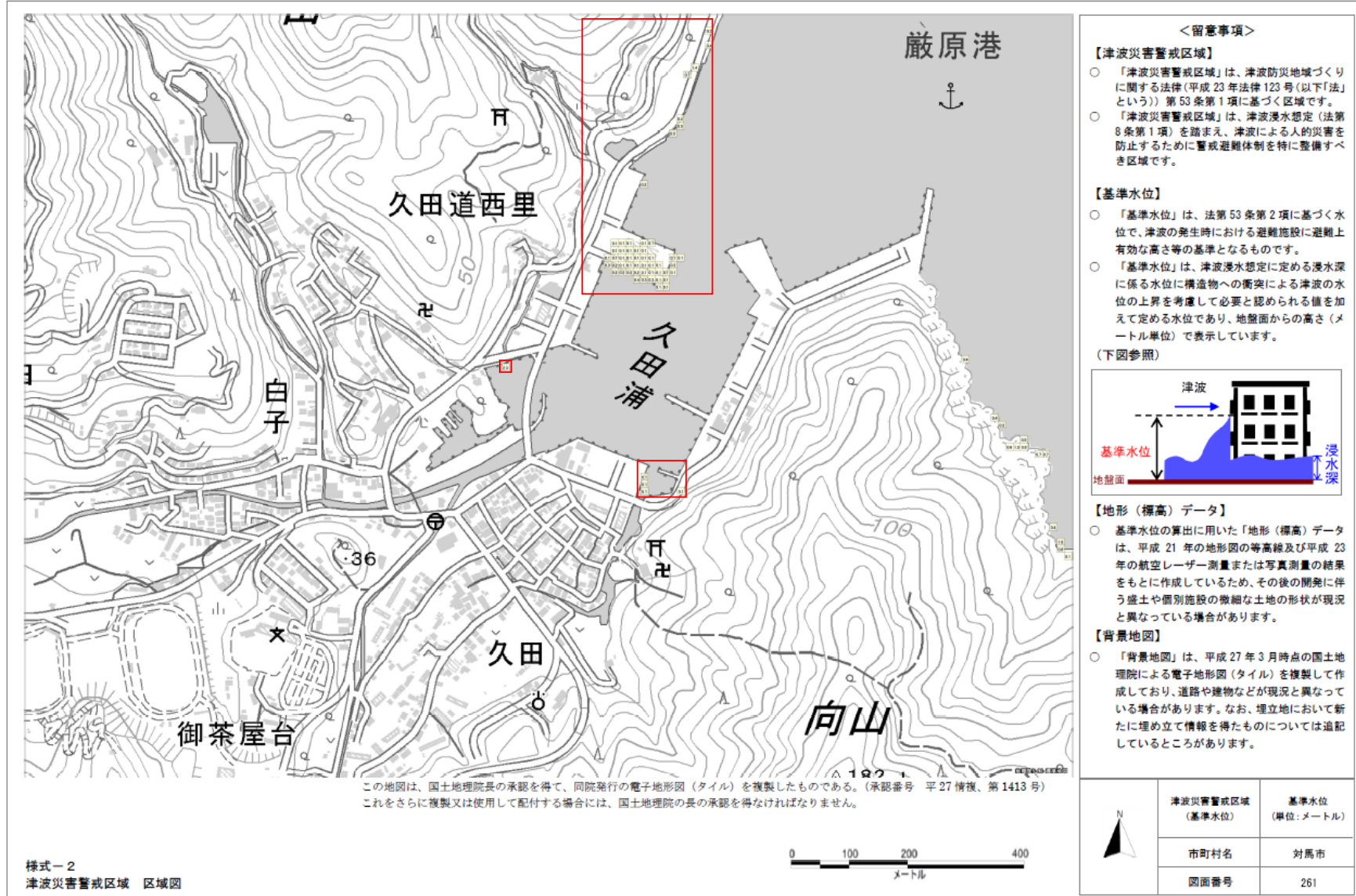


図3-3 長崎県 津波災害警戒区域（対馬市\_258） 長崎県



<留意事項>

**【津波災害警戒区域】**

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下「法」という））第 53 条第 1 項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

**【基準水位】**

- 「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設に避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に構造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下図参照)

**【地形（標高）データ】**

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成 21 年の地形図の等高線及び平成 23 年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

**【背景地図】**

- 「背景地図」は、平成 27 年 3 月時点の国土地理院による電子地形図（タイル）を複製して作成しており、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。なお、埋立地において新たに埋立て情報を得たものについては追記しているところがあります。

図3-4 長崎県 津波災害警戒区域（対馬市-261） 長崎県



廠原地区  
廠原 3 号岸壁背後

図3-5 ガレキ等の仮置き場

## 4. 対応計画

### (1)直前予防の対応

#### ① 各構成員の基本的な対応方針

対馬管内において、台風上陸が予想される2日前より、協議会の構成員は、それぞれの組織において、5. 事前対策に示す表5-1 直前予防の円滑化に努め、その旨を事務局へ報告する。(報告が必要な場合は事務局より上陸に先立ち連絡する。)

#### ② 事務局の基本的な対応方針

厳原港において、台風上陸が予想される2日前より、事務局においては以下の対応を実施する。

##### I. 情報収集・共有

事務局は潮位等気象情報や台風等の進路情報を確認し、台風上陸が予想される2日前より、各構成員に対し、気象庁等からの情報を勘案し、適宣情報提供を行う。

##### II. 体制の準備

事務局は(2)初動時の対応以降に必要な体制を整えるための準備を実施する。具体的には、気象情報等の提供の際に併せて、初動対応の準備の可能性がある旨を連絡し、有事に備える。

##### III. 各構成員への指示・伝達

事務局は各構成員に対し必要に応じ、5. 事前対策に示す表5-1の対策に努めるよう依頼する。

### (2)初動時の対応

#### ① 各構成員の基本的な対応方針

県下の対馬地域(厳原港の所在地)において、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、T.P.+5.0m以上の津波が観測された場合など、協議会の構成員は、それぞれの組織において、職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、可能な範囲で二次災害の防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、職員等の安否や被害状況等(下記項目)について、緊急連絡網に従って、また、使用可能な通信手段(電話、携帯電話、メール、FAX等)を用いて、協議会事務局である厳原港港湾管理者に報告する。

##### I. 安否確認

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の



安否確認を行う。

## II. 通信等設備の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合においては、近隣の他組織の設備を一時的に利用するなど、可能な代替措置を講じる。

## III. 被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。把握した情報は、表4-1の記入シートに記録しておく。

## IV. 二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

## V. 協議会事務局への連絡

協議会構成員は、安否確認の結果や把握できている被害状況について、協議会事務局に連絡する。なお、連絡にあたっては、図2-1に示す緊急連絡網を利用することを原則とするが、通信設備等の状況によって、臨機応変な対応を行うものとする。なお、（一社）長崎県港湾漁港建設業協会においては、別途協定を締結している「災害支援協定」に基づく被災状況報告書をもって連絡したこととみなす。

表4-1 被害状況記入シート

被害状況記入シート					
シート記入日：令和 年 月 日					
協議会構成員名： 担当者名：					
連絡先（TEL）： （ ） （FAX）： （ ）					
<b>■ 港湾施設、荷役機械等の被害状況</b>					
下記項目に該当するものは、□に「✓」を付けてください。					
① 被災施設の区分					
□ 厳原1号岸壁 □ 厳原3号岸壁 □ 厳原4号岸壁 □ 被害無し					
② 被災の概要（緊急物資輸送対応）					
協会 海保 協会	被災の有無	施設	軽微	甚大	壊滅
	□有 □無	厳原4号岸壁 (耐震強化)	□ エプロンに一段差 (荷役に支障なし)	□ 被害軽微	/
	□有 □無	水域	□ 漂流物が海面上に 見られる	□ 漂流物等により航路・ 泊地が一部閉塞	□ 漂流物等により航路・ 泊地が全面的閉塞
	□有 □無	ふ頭用地	□ 一部陥没	□ 一部陥没、貨物散乱	□ 広範囲に陥没、 貨物散乱多数
③ 被災の概要（本土からの貨物・旅客輸送対応）					
振興局 直轄 振興局 利用者 (博多海陸) 市役所 (九州郵船) 市役所 (九州郵船) 各位 協会 海保 協会 協会	被災の有無	施設	軽微	甚大	壊滅
	□有 □無	厳原1号岸壁 厳原3号岸壁 厳原4号岸壁	□ エプロンに一段差 (荷役に支障なし)	□ 岸壁本体が損傷	□ 岸壁が倒壊
	□有 □無	可動橋	□ 電源障害 (配線破断)	□ シンダー部が損傷し、 可動しない状況	□ 可動橋が落橋し、橋台 も倒壊
	□有 □無	ホーディングブリッジ	□ 電源障害 (配線破断)	□ 段差が生じ可動部が 動かない状況	□ 橋脚が倒壊し、通路が 欠落している
	□有 □無	ターミナルビル	□ 電源障害 (配線破断)	□ 数ヶ所に亀裂が発生、 窓ガラスの破損、 水道・電気が不通	□ ターミナルビル倒壊
	□有 □無	電気設備	□ 被害軽微	□ 停電	□ 受電設備、配電管、 配線が浸水
	□有 □無	駐車場	□ 一部亀裂	□ 一部陥没	□ 全面に亘り液状化
	□有 □無	水域	□ 漂流物が海面上に 見られる	□ 漂流物等により航路・ 泊地が一部閉塞	□ 漂流物等により航路・ 泊地が全面的閉塞
	□有 □無	ふ頭用地	□ 一部亀裂	□ 一部陥没	□ 全面に亘り液状化
	□有 □無	臨港道路	□ 一部亀裂	□ 一部陥没	□ 全面に亘り液状化
④ 被災の概要（島内への燃料供給機能対応）					
振興局 振興局 海保 協会	被災の有無	施設	軽微	甚大	壊滅
	□有 □無	久田物揚場(-4.0m) 厳原岸壁(-5.5m)	□ エプロンに一段差 (荷役に支障なし)	□ 岸壁本体が損傷	□ 岸壁が倒壊
	□有 □無	水域	□ 漂流物が海面上に 見られる	□ 漂流物等により航路・ 泊地が一部閉塞	□ 漂流物等により航路・ 泊地が全面的閉塞
宛先： 厳原港港湾BCP協議会対策本部 行					
TEL : 0920(52)2961					
FAX : 0920(52)7027					
E-mail : kitajima.yuito.doboku@pref.nagasaki.lg.jp					

② 電話連絡等が不可能な場合の対応

激甚な災害が発生した場合、通信手段（電話、携帯電話、メール、FAX等）が使用不可能となる場合も想定される。その場合には、協議会事務局である厳原港港湾管理者が、被災状況・復旧状況等の情報を集約できるよう、関係者は徒歩等の手段で、可能な限り厳原港港湾管理者に状況を報告し、関係者間での情報共有を図るものとする。

(3)緊急物資輸送対応【厳原地区】 施設名：厳原4号岸壁（-7.5m）

初動時対応が概ね終了した段階で、表4-2を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に緊急物資輸送対応に移行する。

表4-2 厳原港の緊急物資輸送の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者  
○⇒実施者

	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">発災</div> <div style="text-align: center;">                     初動 24h                 </div> <div style="text-align: center;">                     応急復旧 48h                 </div> <div style="text-align: center;">                     緊急物資輸送 72h                 </div> </div>												輸送主体	利用者 (対州海運)	港湾漁 港建設 業協会	九州運 輸局	長崎港湾・ 空港整備事 務所	対馬海 上保安 部	対馬市	港湾管 理者	
	参集・体制設置														○	○	○	○	○	○	○
被災状況の点検等	港湾施設(岸壁・用地等)被災状況の点検への協力要請													○	○					○	◎
	港湾施設(岸壁・用地等)被災状況の点検(使用可否の判断)													○	○					○	(可否判断)
	海域の被害状況把握														○			○	情報提供	○	
応急復旧活動	水域啓開・障害物除去等の要請														○		○	○		◎	
	緊急の水域啓開の実施														○		○			○	
	暫定水深確保状況確認																○			○	
	港湾施設の応急復旧方策の決定																			○	
	港湾施設の応急復旧の要請														○					◎	
	港湾施設の応急復旧作業の実施														○					○	
耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備	緊急物資輸送船の着岸支援の体制構築													○		○		○	○	○	
	緊急物資の荷役実施の体制構築													○		○		○	○	○	
緊急物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	緊急物資輸送船の運航												○					○	○	○	
	緊急物資の荷役実施												○	○					○	○	
	緊急物資の方面別仕分けの実施、輸送等													○					○	○	

(4) 本土からの貨物・旅客輸送対応① 施設名：厳原1号岸壁（-5.0m）

緊急物資輸送対応と並行して、表4-3を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に本土からの貨物・旅客輸送対応を実施する。

表4-3 厳原港の本土からの貨物・旅客輸送対応の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者  
○⇒実施者

	初動		応急復旧			一部輸送再開						利用者 (九州郵船、 博多海陸運送)	港湾漁 港建設 業協会	九州運 輸局	長崎港湾・ 空港整備事 務所	対馬海 上保安 部	対馬市	港湾管 理者	
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	2W	3W	1M	2M								3M
参集・体制設置													○	○	○		○	○	○
被災状況の点検等		港湾施設(岸壁・用地・ターミナル等)被災状況の点検への協力要請											○	○				○	◎
			港湾施設(岸壁・エプロン・用地・乗降施設・ターミナル等)被災状況の点検										○	○			情報提供	○	◎
応急復旧活動			水域啓開・障害物除去等の要請										○	○				○	◎
				水域啓開の実施									○						○
				水深確保状況確認															○
				港湾施設の応急復旧方針の決定															○
				港湾施設の応急復旧の要請										○					◎
代替輸送				代替輸送に係る利用施設の選定									○		○			○	○
				代替施設における受入れ準備									○		○				○
					代替輸送の実施								○		○			○	○
荷役体制・旅客船運航体制の構築					荷役体制・運航体制の構築								○		○			○	○
			貨物船・旅客船の着岸の支援が実施できる体制の構築												○			○	○
						物流機能・旅客輸送機能の復旧見通しの情報発信							○						○
													○		○			○	○
													○				○	○	

(5) 本土からの貨物・旅客輸送対応② 施設名：厳原2号岸壁（-5.5m）

緊急物資輸送対応と並行して、表4-4を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に本土からの貨物・旅客輸送対応を実施する。

表4-4 厳原港の本土からの貨物・旅客輸送対応の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者  
○⇒実施者

	初動		応急復旧			一部輸送再開						利用者 (九州郵船、 博多海陸運送)	港湾漁 港建設 業協会	九州運 輸局	長崎港湾・ 空港整備事 務所	対馬海 上保安 部	対馬市	港湾管 理者		
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	2W	3W	1M	2M								3M	
参集・体制設置													○	○	○		○	○	○	
被災状況の点検等			港湾施設(岸壁・用地・ターミナル等)被災状況の点検への協力要請										○	○			○	○	◎	
			港湾施設(岸壁・エプロン・用地・乗降施設・ターミナル等)被災状況の点検										○	○		情報提供		○	◎	
応急復旧活動			水域啓開・障害物除去等の要請										○	○			○	◎	◎	
			水域啓開の実施										○						○	
			水深確保状況確認																○	
			港湾施設の応急復旧方針の決定																	○
			港湾施設の応急復旧の要請											○	○					◎
代替輸送			代替輸送に係る利用施設の選定										○	○			○	○	○	
			代替施設における受入れ準備										○	○					○	
			代替輸送の実施										○	○					○	
荷役体制・旅客船運航体制の構築			荷役体制・運航体制の構築										○	○			○	○	○	
			貨物船・旅客船の着岸の支援が実施できる体制の構築											○	○			○	○	
			物流機能・旅客輸送機能の復旧見通しの情報発信										○						○	
			通常の取り扱い再開										○	○				○	○	

(6) 本土からの貨物・旅客輸送対応③ 施設名：厳原3号岸壁（-7.5m）

緊急物資輸送対応と並行して、表4-5を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に本土からの貨物・旅客輸送対応を実施する。

表4-5 厳原港の本土からの貨物・旅客輸送対応の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者  
○⇒実施者

	初動		応急復旧			一部輸送再開						利用者 (巻岐・対馬 フェリー)	港湾漁 港建設 業協会	九州運 輸局	長崎港湾・ 空港整備事 務所	対馬海 上保安 部	対馬市	港湾管 理者
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	2W	3W	1M	2M							
参集・体制設置													○	○	○	○	○	○
被災状況の点検等			港湾施設(岸壁・用地・ターミナル等)被災状況の点検への協力要請										○	○	◎	○	○	◎
			港湾施設(岸壁・エプロン・用地・乗降施設・ターミナル等)被災状況の点検										○	○	○	◎	○	◎
応急復旧活動			水域啓開・障害物除去等の要請										○	○	◎	◎	○	◎
			水域啓開の実施										○	○	○	○	○	○
			水深確保状況確認												○	○	○	○
			港湾施設の応急復旧の方案の決定												○	○	○	○
			港湾施設の応急復旧の要請											○	◎	○	○	◎
代替輸送			代替輸送に係る利用施設の選定										○	○	○	○	○	○
			代替施設における受入れ準備										○	○	○	○	○	○
			代替輸送の実施										○	○	○	○	○	○
荷役体制・旅客船運航体制の構築			荷役体制・運航体制の構築										○	○	○	○	○	○
			貨物船・旅客船の着岸の支援が実施できる体制の構築											○	○	○	○	○
			物流機能・旅客輸送機能の復旧見通しの情報発信										○	○	○	○	○	○
			通常の取り扱い再開										○	○	○	○	○	○

(7) 本土からの貨物・旅客輸送対応④ 施設名：厳原4号岸壁（-7.5m）

緊急物資輸送対応と並行して、表4-6を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に本土からの貨物・旅客輸送対応を実施する。

表4-6 厳原港の本土からの貨物・旅客輸送対応の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者  
○⇒実施者

	初動		応急復旧			一部輸送再開						利用者 (対州海運)	港湾漁 港建設 業協会	九州運 輸局	長崎港湾・ 空港整備事 務所	対馬海 上保安 部	対馬市	港湾管 理者	
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	2W	3W	1M	2M								3M
参集・体制設置													○	○	○		○	○	○
被災状況の点検等			港湾施設(岸壁・用地・ターミナル等)被災状況の点検への協力要請										○	○			○	○	◎
			港湾施設(岸壁・エプロン・用地・乗降施設・ターミナル等)被災状況の点検										○	○			情報提供	○	○
応急復旧活動			水域啓開・障害物除去等の要請										○	○			○	○	◎
			水域啓開の実施										○						○
			水深確保状況確認																○
			港湾施設の応急復旧方針の決定																○
			港湾施設の応急復旧の要請											○					◎
代替輸送			代替輸送に係る利用施設の選定										○	○			○	○	○
			代替施設における受入れ準備										○	○			○	○	○
			代替輸送の実施										○	○			○	○	○
荷役体制・旅客船運航体制の構築			荷役体制・運航体制の構築										○	○			○	○	○
			貨物船・旅客船の着岸の支援が実施できる体制の構築											○	○		○	○	○
			物流機能・旅客輸送機能の復旧見通しの情報発信										○						○
			通常の取り扱い再開										○	○			○	○	○



(8)島内への燃料供給機能対応 施設名：久田物揚場（-4.0m）・久田岸壁（-5.5m）

緊急物資輸送対応と並行して、表4-7を基本として、構成員間で連携をとりつつ、迅速に島内への燃料供給の対応を実施する。

表4-7 島内への燃料供給機能対応の基本的な手順と役割分担

※◎⇒要請者  
○⇒実施者

	時間軸														利用者 (九州郵船、 博多海陸運 送)ほか	港湾漁 港建設 業協会	九州運 輸局	長崎港湾・ 空港整備事 務所	対馬海 上保安 部	(株)ENEOS フロンティア 長崎カンパニー	港湾管 理者
	1D	2D	3D	4D	5D	6D	1W	2W	3W	1M	2M	3M									
参集・体制設置	[発災]														○	○				○	○
被災状況の点検等	港湾施設(岸壁・用地・ターミナル等)被災状況の点検への協力要請														○	○				○	◎
	港湾施設(岸壁・エプロン・用地・乗降施設・ターミナル等)被災状況の点検														○				情報提供	○	○
応急復旧活動	水域啓開・障害物除去等の要請														○	○			○	◎	
	水域啓開の実施														○					○	
	水深確保状況確認																			○	
	港湾施設の応急復旧方策の決定																			○	
	港湾施設の応急復旧の要請																			◎	
	港湾施設の応急復旧作業の実施																			◎	
代替輸送	代替輸送に係る利用施設の選定														○			○	○	○	○
	代替施設における受入れ準備														○			○	○	○	○
	代替輸送の実施														○			○	○	○	○
燃料供給体制の構築	荷役体制・運航体制の構築														○			○	○	○	○
	燃料輸送船の着岸の支援が実施できる体制の構築																	○	○	○	○
	燃料供給機能の復旧見通しの情報発信														○						○
	通常の取り扱い再開														○			○	○	○	○

## 5. 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、ボトルネック事象の解消とその影響の低減を図ることを念頭に、協議会として表5-1に示す項目に取り組む。

表5-1 厳原港の事前対策

区分	項目	対策	実施機関
直前予防の円滑化	連絡体制の確認	使用を想定している通信手段が使用可能か確認する	協議会及び構成員
	散乱する恐れがある物品の固定または退避	台風による強風で、物品が飛散しないように対策する	協議会及び構成員
	施設の災害被害予防対応	台風通過後、速やかに利用を復旧できるように、架道橋及びボーディングブリッジ等の被害を最小限に抑えられる状態にする	協議会及び構成員
初動時の円滑化	通信手段の確保	厳原港港湾BCP協議会会員のトランシーバー等の保有を推進する	協議会
	厳原港港湾BCP協議会の各構成員のBCPへの反映	厳原港港湾BCPを、協議会会員のBCP等に反映する	協議会及び構成員
	教育・訓練の実施	BCPの概要や先行事例の紹介など最新知識の習得を目指した教育を行う 初動体制の確認や情報伝達など、港湾BCPに定めた手順や役割を確認するため実地訓練等を実施する。	協議会及び構成員
事業継続の円滑化	物資輸送の円滑化		
	燃料の確保	厳原港に立地する石油会社と応急復旧対応や船舶への給油のための燃油調達体制を把握する	協議会及び構成員
	航路の確保	航路等が埋塞した場合の水深等の確認手段の把握	協議会及び構成員
	県と国の作業分担の整理	効率的に応急復旧を行うため県と国の作業分担や指揮命令系統を整理する	協議会
	緊急物資輸送対応		
	上屋・倉庫の確保	地震・津波の被害が軽微と想定される上屋・倉庫の把握	協議会及び構成員
	教育・訓練の実施	緊急物資輸送を想定した訓練を行う	協議会及び構成員
	その他		
	非常用電源の確保	緊急物資輸送や国内輸送を行う上で必要となる最小限の電力を確保する	港湾管理者及び協議会構成員
	電気設備の復旧手法の検討	仮設電源の導入等、早期に電気設備を復旧するための手法を検討する	港湾管理者及び協議会構成員
教育・訓練の実施	代替輸送等を想定した訓練を行う	協議会及び構成員	

## 6. 教育・訓練

①対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせることと、②手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること、③港湾BCPを検証し、改善することを目的に、表6-1に示す教育・訓練を定期的実施する。

なお、如何なる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要であり、表6-1に示す教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に取り組むものとする。

表6-1 厳原港で実施する教育・訓練

項目	頻度あるいは実施時期	対象者	頻度
直前予防および初動時円滑化のための教育	BCPの概要や先行事例の紹介など最新知識の習得を目指した教育	協議会及び構成員	年1回
直前予防および初動対応に関わる情報伝達訓練	直前予防および初動体制の確認や情報伝達など、港湾BCPに定めた手順や役割を確認するため実地訓練等を実施。	協議会及び構成員	年1回

## 7. 見直し・改善

厳原港港湾BCPについては、表7-1を基本として、協議会がBCP見直し・改善を行う。

表7-1 厳原港港湾BCPの見直し・改善の実施時期

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有用性の確認	年1回	訓練の評価を踏まえ、水域啓開等の見直し
利用実態や課題の確認	年1回	
連絡体制等の更新	異動の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

## 8. その他

- ・被災時に点検する施設一覧表（別紙-1）
- ・厳原港航路等啓開要領（別紙-2）